みえ 羅 と 穏 の 県 民 税







みえ森林教育キャラクター

なぜ[みえ森と緑の県民税]が 必要なんでシカ?



エビちゃん

平成26年度から、三重県が課税している税金だよ。 この税収を活用して、県と市町が「災害に強い森林づくり」と 「県民全体で森林を支える社会づくり」に取り組んでいるんだ。

異常気象や台風の大型化などにより、土砂崩れなどの 災害が発生する危険性が高まっているんだ。その対策 として災害のリスクを軽減する森林整備や、森林を将来 に引き継いでいく社会づくりを行うことが必要なんだ。

害に強い森林づくり

対策

土砂や流木による 被害を出さない 森林づくり

基本方針 2 県民全体で森林

対策 4

みえ森と緑の県民税のしくみ

個 人

1月1日現在で三重県内に住所がある個人 家屋敷などを有する個人 (個人の県民税均等割の納税義務者)

法人

三重県内に事務所などを有する法人など (法人の県民税均等割の納税義務者)

納める額

納める方

年額 1.000円

2,000円~80,000円 年額 (県民税均等割額の10%相当額)

事業の評価

第三者による評価委員会を設置し、みえ森と緑の県民税を活用した事業について、評価・検証 を行います。評価・検証の結果は県民の皆さんに公表します。

市 BT 事 業

災害緩衝林整備事業



流木の発生源となる渓流内の倒木などを事前に除去するとともに、 渓流周辺において災害発生のリスクを抑える森林整備を行います。

みんなで取り組む3 三重の 森林づくり推進事業



森林を県民みんなで守り育む意識を醸成 するため、「森林フェスタ」の開催などに 取り組みます。

災害からライフラインを守る 事前伐採事業



台風等による倒木でライフラインを寸断 する恐れのある樹木を伐採します。

市町交付金事業(基本枠)



地域の身近な水や緑の環境づくり

県内の全市町が地域の実情に応じて創意工夫しながら、森林づくりや 森林教育を実施するための環境整備などに取り組みます。

重県では、「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」の 使途を区分し、両税を有効活用した森林づくりを進めています。



「森林環境譲与税」は、令和元年度から、全国の市町村と都道府県に国から譲与され ている税金だよ。市町村では間伐や林業の担い手確保など、都道府県では市町村 への支援などに活用しているんだ。令和6年度からは、「森林環境税(国税)」の課税 が始まり、その税収が「森林環境譲与税」として譲与されるんだ。

「森林環境税」と「森林環境譲与税」のしくみ 都道府県 森林環境譲与税 市町村 森林環境税 都道府県 1,000円/年 市町村

奥山 渓流沿い 里山·竹林 近

みえ森と緑の県民税(県税)

災害に強い森林づくり

例) 渓流沿いの危険木の除去や周辺の森林 整備、ライフラインや人家裏、通学路沿いの危険木の伐採など

森を育む人づくり 人材 育成

例) 森林教育の指導者養成や森林教育活動 の推進、森林づくりボランティア等の育成

森と人をつなぐ学びの場づくり 例)森林や木材について学び、ふれあう森林 教育を実施するための環境整備

木材 利用

普及 啓発

森林

整備

森林環境譲与税(国税)

林業経営に適さない森林の整備 例)森林経営管理制度に基づく森林整備

林業の担い手育成

例) 「みえ森林・林業アカデミー」における 林業人材の育成

共建築物等の木造・木質化 例) 地域材を利用した公共建築物等の木造・ 木質化、木製品の導入

問い合わせ先

みえ森と緑の県民税の使いみちについて

農林水産部 みどり共生推進課

TEL: 059-224-2513 mail: midori@pref.mie.lg.jp



森林環境譲与税の使いみちについて

農林水産部 森林・林業経営課

TEL: 059-224-2564 mail: shinrin@pref.mie.lg.jp



